生徒会会則

第1章 総 則

- 第1条 本会は、松戸市立松戸高等学校生徒会と称する。
- 第2条 本会は、次の目的達成をめざす。
 - 1. 会員が積極的、かつ自主的に生徒会活動に参加することによって人格の育成と有意義な学校生活を営めるようにする。
 - 2. 会員が生徒会会則に従って、円滑なかつ民主的な学校生活が推進されるように努力し、自治的活動を通じて協同と責任の精神を学び民主主義社会の成員としてふさわしい品位を養う。
- 第3条 本会は本校生徒をもって構成し、会員はすべての選挙権、被選挙権を有する。
- 第4条 本会員はすべて生徒会活動に平等に参加する機会を与えられ、積極的に協力する権利と義務を有する。

第2章 生徒会本部役員

- 第5条 本会は、次の本部役員を置くことを原則とする。 会長1名、副会長2名、書記3名、会計3名。
- 第6条 本部役員はすべての委員会、部及び同好会を統括する。
- 第7条 本部役員の任務は次のとおり定める。
 - 1. 会 長
 - イ)会長は本会を代表し、本会活動の円滑化を図る。
 - ロ)会長は総会、評議会、各委員会、その他生徒会活動としての会合を召集することができる。
 - 2. 副会長
 - 副会長は会長を補佐し、会長不在の時はその任務を代行する。
 - 3. 書 記
 - イ) 書記は総会、評議会、その他の議事録を作成し、本会の一切の書類を保管する。
 - ロ) 書記は本部役員、ホームルーム役員、委員会、部、同好会の構成員の名簿を作成し、保管しておかなければならない。
 - 4. 会 計
 - イ) 会計は本会の一切の会計事務を執行し、生徒会備品の管理にあたる。
 - ロ)会計は各委員会及び部の会計の指導、監督にあたる。
- 第8条 本部役員は会員の無記名投票による選挙で選出される。
- 第9条 本部役員の任期は1年とし、再選を妨げない。
- 第10条 本部役員の罷免要求は臨時生徒総会を開き、出席者の3分の2以上の賛成により成立する。

第3章 生 徒 総 会

- 第11条 生徒総会は本会の最高の議決機関であって全会員をもって構成する。
- 第12条 総会は次の事項を審議し、議決する。
 - 1. 生徒会予算の決定及び決算の承認。
 - 2. 評議会より出された議案の議決。
 - 3. 会員より提出された重要議題。
 - 4. 生徒会会則の改正。
 - 5. 役員の罷免。
- 第13条総会は年1回開くことを定例とし、おもに第12条第1項について審議し議決する。
- 第14条 臨時総会は、次項の場合会長が召集する。
 - 1. 評議会の3分の2以上が必要と認めたとき。
 - 2. 会員の3分の1の署名要求があるとき。
- 第15条 総会の定足数は全会員の4分の3とし、総会における議決には出席者の過半数の賛成を必要とする。ただし、第12条、第3項と第4項については、第52条と第10条に別に定める。
- 第16条 総会の議長は評議会議長が務める。

第4章 評 議 会

第17条 評議会は総会に次ぐ議決機関である。

生徒会会則

- 第18条 評議会は、次の事項を行う。
 - 1. 本部、ホームルーム会より提出された議案の審議。
 - 2. 予算案、決算書の審議。
 - 3. 総会に提出する議案の作成。
 - 4. 委員会、部の設置・廃止の審議。
 - 5. 会則改正案の審議。
 - 6. 細則、諸規定の決定と改正。
 - 7. その他の必要事項の審議と議決。
- 第19条 評議会は毎月1回定例会をもつ。
- 第20条 臨時評議会は、会長が必要と認めたとき、あるいは評議員の3分の1以上の要求により開くことができる。
- 第21条 評議会は本部役員、評議員(各ホームルーム委員長)によって構成され、必要に応じて部、及び委員会 の代表を加えることができる。
- 第22条 評議会は評議員の4分の3を定足数とし、議決には出席者の過半数の賛成を必要とする。
- 第23条 評議会議長及び副議長は評議員の中から互選によって選出する。議長、副議長に選出された当該ホームルームはホームルーム副委員長が評議員にあたる。
- 第24条 評議員はホームルームの意見を評議会に反映し、また評議会の決定事項をすみやかにホームルームに報告しなければならない。

第5章 委 員 会

- 第25条 委員会は本会各部門の執行機関である。
- 第26条 委員会は常任委員会と臨時委員会から成る。
- 第27条 常任委員会は、文化委員会、体育委員会、生活委員会、美化委員会、保健委員会、交通安全委員会、図書委員会、出版委員会、放送委員会から成る。
- 第28条 常任委員会は、各ホームルームから選出された委員1名以上によって構成されることを原則とするが、 実情に応じて評議会の承認を経て変更することができる。
- 第29条 会長及び評議会は必要に応じて臨時委員会を設けることができる。
- 第30条 各委員会は互選によって次の役員を置くことを原則とする。

委員長:1名 副委員長:2名 書記:2名 会計:2名

第31条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

第6章 会 計

第32条 生徒会の経費は、生徒会会員の納入する生徒会費、入会金その他の収入をもってこれにあてる。 第33条 会計に関する事項は別に細則で定める。

第7章 ホームルーム会

- 第34条 ホームルーム会は、ホームルーム担任を顧問とし、ホームルームに在籍する会員で構成する。
- 第35条 ホームルーム会は生徒会の基本単位であり、次のことを行う。
 - 1. 評議会に提出する議案の作成。
 - 2. 評議会より提出された議案の討議。
 - 3. 生徒会本部及び委員会より指示された事項の実行。
 - 4. その他、生徒会の活動目的にそう事項の討議、実行。
- 第36条 ホームルーム会には次の役員を置く。

委員長:1名 副委員長:1名 書 記:2名 会 計:2名

第27条に定める委員会の各委員

第37条 評議員にはホームルーム委員長があたり、副委員長が代行することができる。

第8章 部

- 第38条 部活動は生徒会員の個性を発展させ、有意義な学校生活を送らせることを目的とし、会員はいずれか一つの部に所属することを原則とする。
- 第39条 部は1名以上の顧問と10名以上の部員で構成される。
- 第40条 部は部長、副部長、会計を1名選出してその任務にあたるとともに、活動状況と会計状況を定期的に生徒会本部に報告しなければならない。
- 第41条 部の設立・廃止は次の事項に該当するとき、評議会で審議、議決され校長の承認を必要とする。
 - 1. 同好会からの部への昇格については、原則として同好会設立から2年以上を経過し、かつ第39条を満たし、活動状況が良好であること。
 - 2. 部の廃止については、部員が0名となってから3年が経過したときに生徒会預りまたは自ら廃部届を提出していること。
 - 3. 部の同好会への降格については、1名以上の顧問と10名以上の部員が確保できていない場合や週あたり の活動日が3日未満の場合、大会出場など校外活動を行っていない場合に顧問及び部員との協議で了承が得 られていること。

第9章 同好会

- 第42条 同好会は部活動と同じ目的を有し、将来、部への昇進をめざすものでなければならない。
- 第43条 同好会は1名以上の顧問と5名以上の会員をもって構成される。
- 第44条 同好会は責任者、書記各1名を選出して、その活動状況等を定期的に生徒会本部に報告しなければならない。
- 第45条 同好会の設立は、評議会で審議し議決され校長の承認を必要とする。
 - また、同好会の廃止については、自ら廃会届を提出した場合、あるいは会員が0名となってから1年が経過した年度末に、評議会で審議し、校長の承認によって廃止とする。
- 第46条 同好会には生徒会予算の申請は原則認めないが、生徒会本部及び生徒会顧問が必要と判断した場合は申請を認めることがある。

第10章 選 挙

- 第47条 生徒会役員の選挙は11月に行うものとする。
- 第48条 選挙に関する一切の行為は選挙管理委員会が行う。
- 第49条 選挙に関する規定は別に細則に定める。

第11章 顧 問

- 第50条 生徒会のすべての活動期間に顧問を置き、活動の円滑化をはかる。顧問は本校教職員とする。
- 第51条 顧問は生徒会活動の目的達成のために、当該機関に指導助言を与える。ただし採決には加わらない。

第12章 保留権

- 第52条 校長は生徒会決議事項の保留権を有する。
- 第53条 校長が保留し再考を求めた決議事項は教職員生徒連絡協議会に於て審議する。
- 第54条 教職員生徒連絡協議会は教職員代表、生徒会本部役員、評議員によって構成される。

第13章 改 正

- 第55条 本会則の改正は臨時生徒総会を開き、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。
- 第56条 各細則の改正は評議会で3分の2以上の賛成を必要とする。

付 則

本会則は昭和52年4月1日より施行する。

本会則は平成3年4月1日より施行する。

(平成27年5月14日一部改定)

(平成30年5月17日一部改定)

(令和4年5月19日一部改定)

(令和5年5月18日一部改定)